



事務所だより

Vol.50

SUMMER
2020

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階
TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律、税務共通 06-6361-0096
ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail:office@yamaguchi-law.jp(2020年7月発行)

二〇二〇年 盛夏

暑中お見舞い

申し上げます



中之島公園バラ園

税理士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	山健一
山口裕之	中西翔太郎	枝川直美	藤原智絵	東尚吾	山口昌之	斉藤真行	

戦後最大の危機といわれる新型コロナウイルスで、私たちの生活は一変しました。

一部にはテレワークで、自宅で仕事をする人たちもいますが、多くの自営業の皆さんは自粛を事実上強制されました。特に飲食店を営む皆さんには大打撃でした。

テレワークどころか、現場で働かざるを得なかった皆さん、医療従事者の皆さんには、感染の危険にさらされながら、私たちの命と暮らしを守っていただきました。

私たちの事務所も、緊急事態宣言をうけて業務を大幅に縮小しておりましたが、この7月からは通常の体制に戻りました。長い間ご迷惑をおかけいたしました。

一日も早くコロナ禍が終息し、コロナ禍後の新しい生活に、豊かな暮らしの希望を見出したいものです。

それにしても、今回の危機で、今の政府がまったく役に立たないことが歴然となりました。

検査体制、アベノマスク、給付金、緊急事態宣言、自粛要請、どれをとってもあきれ返るような対応。記録を残さず、政策は一部のお気に入りのメンバーで決定し、コロナ対策の予算の給付もお友達の企業にお願いする。明治時代の、国家と政商との癒着を思い出させます。政府は、国会での追及を恐れて会期を延長せず、10兆円もの予備費は使い放題です。

国民主権を実質のものにするために、もう一度、政治のあり方に目を向け、主権者が主人公になる社会に変える必要があります。

【日本国憲法 前文】

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

検察庁法の改正案は 何が問題だったのか

弁護士 山口 健一

先の国会で、検察官の一定の役職者について、内閣が必要と求める人の定年を延長することができることを定めようとした「検察庁法の改正案」が問題になりました。

これに対し、多くの国民や芸能人、日弁連、そして、元検事総長をはじめとする元検察庁の幹部たちが公然と反対声明を発表するなかで、次期の検事総長の有力候補だった黒川氏が、賭けマージャンで失職する事態となり、検察庁法改正案は成立しませんでした。

この問題の発端は、1月31日、黒川東京高検検事長の定年を半年間延長する閣議決定をしたことでした。

検察官の定年は63歳、検事総長のみが65歳になっています。国家公務員法には、例外があつて、「特別な場合には、一定程度の期間、これを延長することができる」という規定

があります。特別な場合とは、「退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるとき」とされています。

しかし、この規定は、検察官には適用しないというのが、これまでの一貫した解釈であり、もちろん、一度も適用されたことはありませんでした。

ところが、今回、安部首相は「今回解釈を変更し、検察官にも適用があるということにした」というのです。

検察官は、起訴、不起訴の決定権を独占し、捜査をすることもできます。

これまで、政界や財界の不正事犯を捜査し、裁判で有罪となった事件は数多くあります。

有名なロッキード事件では、田中角栄元総理大臣が、逮捕、起訴され、

実刑になりました。

時の政府から独立しているからこそ、こんなことができるので、もし時の政府の圧力によって、起訴不起訴が決定されるようなことがあれば、日本の刑事司法は、崩壊してしまいます。

今回の黒川検事長の半年間の定年延長は、まさに、時の政府が必要と認めた検察官を法律の解釈を変更して、政府の意のままに動く制度にしてしまう危険をはらんだものでした。そして、今回の検察庁法改正案は、この閣議決定を、まさに法律で根拠づけようとしたものでした。

これまでも、この内閣は、憲法違反だとされていた安保法制を強行採決によって成立させ、今回は、本来なら法律の改正でしかできない検察官の定年延長を解釈で変更し、変更した解釈を法律で後付けしようとしたのです。

この政府の方針に対し、元検事総長をはじめとする多くの元検察庁の幹部たちが、異例ともいふべき反対の意見書を提出しました。

この意見書は、今回の事態に対し、

フランスの絶対王政を確立し君臨したルイ14世の言葉として伝えられる「朕は国家である」との中世の亡霊のような言葉をほうふつとさせるような姿勢であり、近代国家の基本理念である三権分立主義の否定にもつながりかねない危険性を含んでいて、厳しく糾弾しています。



破産、そのときに

弁護士 藤原 智絵



新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活や経済を一変させ、先行きの見えない不安を残しています。個人の方で返済がどうしても立ちゆかず、破産を考えたそのときの、ふとした疑問にお答えします

破産の目的とは？

破産手続とは、裁判所に申立を行い、養育費や税金などを除く借金を支払わないようにする（免責すること）で、経済的な破綻から脱し、生活再生を目指すための手続です。

手続の種類って？

個人の破産手続には、①裁判所から破産管財人はさんかんざいにんが選ばれ、破産管財人のもとで財産の処分等が行われる「管財手続」と、②破産手続を進める費用がないため、破産開始決定と同時に手続自体が廃止される「同時廃止手続」があります。

一般的に、事業者は①、給与生活

者は②と思われるがちですが、実は持っている財産によって手続が異なります。すなわち、現金と預金の合計額が50万円を超える場合、あるいは、定期預金、保険、退職金、不動産、自動車等の評価額が合計20万円以上となる場合には、①「管財手続」になります。ここでいう評価額には、さまざまな計算基準がありますので、どちらの手続となるかは、ご相談時から慎重に見極めます。

持ちこたえる財産とは？

「同時廃止手続」の場合には、お持ちの50万円以下の現金と預金は、原則としてそのまま持ち続けることができます。

他方、「管財手続」では、原則として99万円以下の財産を「自由財産」として持つことが許されます。たとえば、預貯金のほかに、自動車、賃貸マンションの敷金、退職金（退職直前時期を除き、支給見込額の8分

の1で計算します）、過払金等があるときは、これらをあわせて99万円以下になるかどうか、しっかりと計算することが必要です。

終了までの期間は？

破産手続は、申立までの準備期間として、1〜3カ月程度かかります。申立後、「同時廃止手続」では申立当日〜1カ月程度で開始決定がなされ、そこから2〜3カ月程度で免責決定を得られます。

他方、「管財手続」では、通常申立から2週間〜1カ月程度で破産開始決定がなされ、2〜3カ月後に1回目の債権者集会があります。早ければこの段階で手続が終結し、その後、免責決定へと進みますが、破産管財人の管理する財団が多く配当に進む場合や、裁判を行わなければならない場合などは、何回か集会を経なければならぬケースもあります。

費用の目安は？

破産申立における費用は、裁判所費用と弁護士費用の2つです。裁判所費用は、「同時廃止手続」

の場合、予納金と郵便切手代等2万円程度ですみますが、「管財手続」では、予納金だけで20万5000円以上が必要となります。

弁護士費用は、20〜50万円程度までさまざまですが、法テラスをご利用いただける場合も多くあります。

免責に向けた注意点とは？

破産の原因に浪費やギャンブル等がある場合には、原因を克服し、生活を立て直すために、今どのような努力をし、今後何をすべきかを、具体的に示す必要があります。

また債権者の一部を申告しなかったり、持っている財産を一時的に隠したり、財団の財産を勝手に処分したりすることは、場合によっては、免責が許可されない事由となりますので、十分に注意する必要があります。

まとめ

破産はすべての終わりではなく、新たな始まりとなるべきものです。一人でも多くの方の明日につながるよう、きめ細かな対応を心がけています。ご不安がある場合、いつでもご相談ください。

ブラック企業をなくそう

始まった「同一労働同一賃金」

弁護士 斉藤 真行

「働き方改革」の施策の一環として「同一労働同一賃金」が動き始めました。

「同一労働同一賃金」とは

同一企業において正社員と非正規社員（有期雇用、パート、派遣社員）の間の不合理な待遇差を解消することです。

職務内容などの違いに応じてバランスの取れた待遇を保障する「均衡待遇」と、職務内容などが同じであれば同じ待遇を保障する「均等待遇」が求められます。



「不合理な待遇差」とは

ガイドラインが作成されました

ガイドラインでは、どのような場合が不合理な待遇差になるか、つまり「均衡待遇」や「均等待遇」に違反するのにかついで、例示をしています。

待遇としては基本給、賞与、役職手当、特殊作業手当、特殊勤務手当、皆勤手当、時間外・深夜・休日手当、通勤手当、出張旅費、食事手当、単身赴任手当、地域手当など。その他、福利厚生（給食施設、社宅、慶弔休暇、病気休職）や教育訓練など、多岐にわたって解説しています。

企業には「説明義務」があります

行政の監督強化

非正規社員を雇ったときには、不合理でない待遇設定をしていることなどを説明する義務があります。

また、雇用する非正規社員から求めがあったとき、正社員と非正規社員の待遇の違いの内容と理由などについて説明をする義務があります。説明義務の履行状況などについて、労働局が企業に対して報告を求めたり、助言、指導、勧告を行える

ことになっており、行政の監督が強化されています。
「同一労働同一賃金」の法律適用は、大企業はすでに始まっています。中小企業は2021年4月1日から（す）

ある交通事故事件について

弁護士 枝川 直美

2014年9月に発生した交通事故に関する裁判がようやく終結しました。

この事故は、相手方運転手が、突如中央線を越えて反対車線に飛び出し、Aさんが運転する軽自動

車と正面衝突したというものでした。Aさんと、当時小学生だった2人のお子さんが重軽傷を負い、息子さんは、脊椎損傷により、歩行不可能になりました。
私は、刑事事件、民事事件の双方において、Aさん家族の代理人として活動してきました。

刑事裁判において、相手方運転手は、反対車線にハンドルを切ったのは緊急避難行為であるとして、控訴審まで無罪を主張し続けました。しかし、裁判所は、相手方運転手の過失を認め、実刑判決を下しました。反省の態度すら見せず、一度もAさん家族に謝罪に來なかつた相手方運転手の刑事裁判において、Aさんは、涙ながらに意見陳述をしました。

求められる公金検査請求制度

弁護士 東 尚吾

昨今、森友・加計学園問題、桜を見る会、新型コロナウイルス対応をめぐるマスク調達手法や給付金事業再委託など、国による公金支出の不透明さが指摘されています。皆さんが納めた税金がきちんとルールに則り適切に必要な施策や事業に充てられているかは当然に関心事であり、恣意的な公金支出は許されるものではありません。



地方自治体は、地方自治法に基づき、違法又は不当な公金支出を防ぐ仕組みがあり、例えば、住民であれば、誰でも、住民監査請求や住民訴訟を提起し、違法な財務行為について差止めや、損害賠償・不当利得返還などを求めることができます。また、監査委員による定期的な内部監査や外部有識者による外部監査などもあり、最近では、内部統制システムの構築の取り組みも始まっています。

一方で、国には、会計検査院という日本国憲法上認められた機関があり、内閣から独立した地位に基づき検査がなされる仕組みはあるものの、住民監査請求や住民訴訟に相当する制度はありません。国の財政支出の規模は地方以上に多額であり、そのチェックの目はより厳しくあつてしかるべきですが、納税者である国民が直接違法又は不当な財務行為

また、民事事件に関しては、相手方が任意保険に加入していなかったことから、Aさんが加入していた人身傷害保険に頼らざるを得ませんでした。人身傷害保険会社への保険金請求に当たっては、何度も保険会社へ出向き交渉しました。さらに、保険金では補われなかった損害に関して、民事訴訟を提起しました。民事訴訟においても、相手方の責任が全面的に認められました。そして、判決で認められた損害についても、最終的に人身傷害保険会社から追加で支払いを受けることができました。

Aさんの息子さんらが事故後の状況を受け入れることは大変なことだったと思います。しかし今は、

の是正を求めることができないので、

かつて、2005年に日本弁護士連合会が「公金検査請求訴訟制度の提言」を取りまとめ、国民が会計検査院に対して、国の財務行為について、その違法性、損害を指摘して検

人を憎むぐらいなら、そのエネルギーを別のところに使いたいという向きです。そして、大好きだったアイスホッケーから、パラアイスホッケーに転向し、強化選手として、海外遠征にも参加するまでになっています。いつか冬季パラリピックにおいて、息子さんの姿を見ることができるとを、今から楽しみにしています。



査を行うよう求める、あるいは、会計検査院が勧告措置を取らない場合等に国などを被告として必要措置をとるよう請求する訴訟を提起できる制度創設などを提言しました。

この日弁連提言から15年。制度創設の必要性はより高まっています。

養育費、婚姻費用の 算定基準が変わりました

弁護士 山口 昌之

算定基準変更の背景

令和元年12月13日、司法研修所は、従前から調停などで使われていた養育費及び婚姻費用に関する標準算定表（旧算定表）を改定し、新たな算定表（新算定表）を発表しました。今後の裁判実務はもちろんのこと、当事者間の協議においても、幅広く基準として使用されることが予想されます。

算定表が改定されたのは、既に旧算定表が発表されてから15年以上が経過し、その間に社会情勢の変化や法改正があったためと説明されていますが、背景には、やはり旧算定表に基づいて算出された金額が低すぎるのではないかとという批判があったためであると考えられます。結果的に、新算定表では多くのケースにおいて増額されることとなりました。

具体例

それでは、具体的にどの程度増額されることになるのか、ケース別に見ていきましょう（以下は、いずれも収入は給与所得で、夫が妻に対して支払うことを想定しています）。

ケースⅠ

夫（年収500万円）
妻（年収200万円）
子ども2人（14歳以下）

【養育費】

- ①旧算定表 約6万円
- ②新算定表 約7万円

【婚姻費用】

- ①旧算定表 8～9万円
- ②新算定表 約10万円

ケースⅡ

夫（年収600万円）
妻（年収150万円）
子ども3人（15歳以上2人
14歳以下1人）

【養育費】

- ①旧算定表 約10万円
- ②新算定表 11～12万円

【婚姻費用】

- ①旧算定表 約13万円
- ②新算定表 14～15万円

ケースⅢ

夫（年収600万円）
妻（年収400万円）
子ども1人（15歳以上1人）

【養育費】

- ①旧算定表 5～6万円
- ②新算定表 5～6万円

【婚姻費用】

- ①旧算定表 7～8万円
- ②新算定表 8～9万円

以上のとおり、多くのケースで月1～2万円程度増額されますが、ほとんど変わらないケースも存在します。

注意点

新算定表を使うにあたっては、いくつか注意点があります。

(1) 新算定表に基づいて算出された金額はあくまでも標準額であり、それ以外の諸事情によって変動することがあります。

(2) 再来年から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、養育費を支払う終期が18歳までとなるわけではありません。原則として20歳ないし22歳（大学卒業まで）になると思われます。

(3) 既に養育費等が合意されている場合、新算定表が発表されたことのみをもって増額されるわけではありません。現時点において実際に増額されるかどうかは、それ以外の事情変更の有無及びその程度によります。

ぜひご相談を

ご自身のケースで具体的にどの程度の金額になるのか、どのような事情があれば増減されるのか、調べてみたいという方はぜひ当事務所まで一度ご相談ください。



新型コロナと労働法

弁護士 中西 翔太郎

パワハラ防止法が

制定されました

職場でのパワーハラスメントを防ぐために必要な措置を事業主に義務づける、いわゆるパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が6月1日に施行されました(中小企業は2022年4月1日から)。事業主は、パワハラ防止に向けた方針を社内ですっきりと周知し、相談窓口を設置しなければなりません。

パワハラと思われる事例は後を絶ちません。裁判外の手続きである「個別労働紛争解決制度」の相談件数をみると、「いじめ・嫌がらせ」は2018年度に8万件を超えるなど、毎年、過去最高を更新しています(グラフ・個別労働紛争解決制度の相談件数)。部下への指導とパワハラの間線引きが簡単でないことも問題が減らない一因です。もう少し頑張れば

良くなるのにとの思いから言い過ぎることは少なくありません。

今回施行された法律でのパワハラとは、①優越的な関係を背景とした言動であつて、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害された場合をいいます。

ポイントは、「優越的な言動」で相手を傷つけたか。同僚の目の前で叱責したり、丁寧な口調で長期間詰問することはパワハラです。同僚間や上司への言動も「優越的」になりうるのでご注意ください。「すべて国民は、個人として尊重される。」(憲法13条)。憲法の趣旨を踏まえて、信頼関係を築くことが大切です。

整理解雇の要件は厳格です

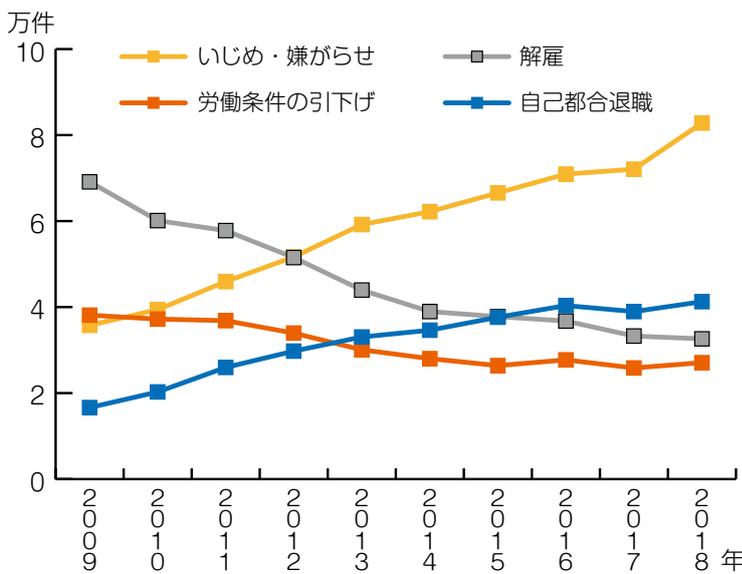
新型コロナウイルスの影響で事業縮小・人員整理を検討されている会社もあるかもしれません。しかし、

経営上の理由による解雇の場合には、労働者の落ち度ではありませんし、長期雇用が前提の日本社会では労働者に極めて大きな不利益を与えます。そのため、通常の解雇よりも厳格に判断されます。

①人員削減の必要性、②解雇回避の努力、③人員選定の合理性、④手続きの妥当性の4つが判例上の要件です。

雇用調整助成金等の受給や、資金繰り支援等を検討しなければ、「人員削減の必要性」は満たさないうえ、また、いくら経営状態が悪化しても、解雇について説明を労働者が受けたかなど「手続きの妥当性」を欠いても解雇が無効となる場合があります。

個別労働紛争解決制度の相談件数



作成：中西翔太郎

いじめなどの件数が最も多い

納税猶予制度

税理士 山口 裕之

概要

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が成立・施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、現行の猶予制度に加えて納税の猶予の特例（特例猶予）が創設されました。収入が20%以上減少するなど要件はありますが、特例猶予制度が認められた場合は、延滞税が免除されるなど現行の猶予制度よりも有利となります。

現行の猶予制度

現行の国税の猶予制度は、国税を一時に納付することにより事業の継続や生活が困難となるおそれがあるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税

務署へ申請することにより、最大1年間納税が猶予される制度です（資力に応じて、分割納付となる場合があります）。

納税についての誠実な意思があり、猶予を受けようとする国税以外に滞納がなく、納期限から6ヵ月以内に申請がある場合に認められます。

現行の猶予制度が認められた場合、猶予期間中に通常年8・9%が課される延滞税が、令和2年中は年1・6%に軽減されます。

特例猶予制度

令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する国税については、次の要件に該当する場合に税務署へ申請することにより、1年間納税の猶予が認められます。

①令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業の収

入が前年同期と比較しておおむね20%以上減少していること。

②国税を一時に納付することが困難なこと。

国や都道府県から支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は臨時的な収入に該当しますので、収入金額の計算には含める必要はありません。

特例猶予制度が認められた場合、猶予期間の延滞税は免除されます。また、申請にあたり、担保の提供は不要です。その後、所轄の税務署より納税の猶予許可通知書が送付されます。この納税の猶予許可通知書には、「新型コロナウイルス臨時特例法第3条による納税の猶予」が適用された旨の記載がされます。なお、納税について、猶予期限までに全額の納付が難しい場合は、他の猶予制度が適用されるかどうか、個別に税務署へ相談する必要があります。

最近2ヵ月程度において、地方税や社会保険料などの納税の猶予の特例を受けた場合は、その猶予申請書及び許可通知書の写しを添付することにより、収支の状況や資料の添付を省略することができます。





芝生

弁護士 山口健一



大阪と奈良の県境のいなかに我が家があります。20年前に引越してから、庭にささやかに芝生を植えました。それ以来、冬の一時を除いて芝生の手入れは欠かせません。

春の目土入れ、施肥、春から秋までの雑草の摘み取り（ピンセットで）と、欠かせない毎週の芝刈り（15mmで刈

る。おかげで芝生の手入れは自称プロ。手入れされた芝生を眺めて、一人悦に入っています。

時おり来る孫たちが、その芝生でサッカーボールを蹴るのを、はらはらしながら。

リハビリ

弁護士 齊藤真行

15年以上前に、左肩の腱板が断裂し、8カ月の通院リハビリで痛みが取れて肩が動くようになりました。それ以来、自宅で軽いダンベルを使って肩の自己流リハビリを続けています。

昨年暮れに右膝を痛め、5カ月ほど通院リハビリをして動かすときの痛みはなくなりました。その後は、自宅で与えられたメニューのストレッチと軽い筋トレを続けて



リハビリの友

います。リハビリで健康維持のリズムを保っている感じです。

自宅で

トレーニング

弁護士 山口昌之



緊急事態宣言が出て、体育館にもスポーツジムにも行けなくなり、どうやって体力を維持するかが悩みどころでした。ステイホームで何ができるか：と考え、ジム用のマットを通販で購入して、自宅で体幹トレーニングをするようになりました。

写真は、バスケットのクラブチームのメンバーでオンライン体幹トレーニングをしているところです。できる範囲で、こつこつと。



百姓≠農民

弁護士 東 尚吾

最近、歴史の本を読む機会が増えました。表面的な情報だけではつかみきれない世の中の実態を読み解くには、その歴史をたどることもとても役立つだと思っています。思いつくこともあれば、新たな発見もたくさんあります。

最近、歴史好きには知られる、日本中世史の専門家である網野義彦さんの「日本の歴史をよみなおす」（ちくま学芸文庫）を読みました。知らず知らずのうちに私たちに刷り込まれている世界観なり歴史観を、今一度とらえなおすことの大切さを改めて感じさせられました（百姓は、元は農民を示す言葉ではないそうです）。

お見せしました

弁護士 藤原智絵

映画好きを称して20年。いや、これほどまでアニメーションの世界は進化を遂げていたのか…。

最近身の回りの変化で、年間50本くらいアニメ映画を見ているのですが、海外作品の技術力と構成力の重厚さに舌を巻くことが多いです。年甲斐もなくハマっているのは、ストップモーションアニメを手がけるスタジオILAIKA（ライカ）。物体をコマずつ動かす、途方もない時間をかけて創り上げる90分に、「進路間違えたかも」と悔しがる始末。

パラパラ漫画で裁判所の心をわしづかみできないかと、夢想する夏です。



進化した生命力の下で

キャンプグッズ

弁護士 枝川直美



タープ設置中

私の家族が現在ハマっているものは、キャンプグッズです。まだ一度もキャンプに行ったことはないのですが、広い公園で遊ぶ際にも、キャンプグッズがあれば便利です。最近では、公園にタープを張り、日差しをしのぎながら、のんびり過ごしています。テールブルを出して外でお昼を食べて、ボール遊びなどをしながら過ごすことが、よいリフレッシュになっていきます。

オムレツ

弁護士 中西翔太郎



毎朝オムレツ

外出できない日が続き、料理をするようになりました。最近では毎朝オムレツを作ります。牛乳と一緒に卵を溶き、バターを使って焼くと、タンパク質の結合が防止され、ふわふわトロトロになります。フライパンの縁を使って綺麗に形を整えることができあがりです。カラザを丁寧に取り除くとさらにおいしくなります。

ラジコン

税理士 山口裕之



子どものころ、ラジコンカーの組み立てキットを作り、友達と公園で走らせて遊んでいました。走らせ終わると分解して掃除して、また組み立てます。モーターやタイヤ、ボールベアリングなどオプシヨンプーツに変更すると速くなった気がします。大人になって、ふとほしくなり、買って走らせてみると、昔の思い出が蘇ってきます。さすがに組み立てキットではなく完成品を買いました。

甘いハチミツ

事務局 北野佳名子

ハチミツに、ハマっています。

ヨーグルトやアイスクリームにかけたり、今、いちばんのお気に入りの食べ方は、ハニーホットケーキ。焼く前に、ホットケーキミックスにハチミツを混ぜてから焼きます。ハチミツの甘さと焼き上がったときのモチリの食感がとても美味しいです。



ハチミツには、疲労回復効果があるそうで、エネルギーに変わるのも早く、殺菌効果で風邪予防になり、風邪を引いたときにもオススメです。今年も、暑い夏を乗り切りたいです。



事務局 澤田智子

今、ハマっていることは、「未来少年コナン」です。

42年前に放送されたアニメの再放送です。小さいころ、少し観たような記憶ですが、

毎週の放送が待ちきれないほど、楽しみです。小さい島に住んでいた少年コナンが、ラナと出会い、連れ去られたラナを助ける冒険物語です。5歳の息子と3歳の娘と一緒に観て、コナンを通していろいろ会話がはずみなによりです。どんなことにもまっすぐで、純真なコナンは、年を重ねたわたしに元気と勇気を与えてくれます。個性的な登場人物や描かれる表情など魅力満載なのでオススメです。

コロナ禍ゆえに

事務局 富田宏史

自宅に巣籠もり中、これまで行っただことのある旅行先の思い出に浸る脳内トリップや、Instagramでの過去写真のアップが流行っています。

香港迷（香港のファン）もしかりで、街角や行きつけのお店の写真を引っぱり出してきて、思い出に浸る：行っただ気になる：やっぱ行きたくなる思いがつのり溜息をつくという無限のループにハマってしまいます。

香港迷としては、国家安全法の施行に絡む動乱で、今までは香港の活気や自由さが失われてしまっているのではないかと危惧するのです。



好きなお店のテイクアウトにもハマっています。イタリアンやフレンチ、タイ料理もお店ごとに工夫が凝らされています。

InstagramやLINEを始めたお店も。



うちの クロとレオです！

事務局 八重垣有夏里

ここ3年ほど猫にハマっています。もともと生き物がとても苦手な私ですが、弟が3年前に生後3日ごろの猫を捨てたから猫好きになりました。初めてお家に来たときは目も開いておらず家族総出で必死にお世話をしていました。が、今では立派に成長して、1年後にお家に来た男の子と一緒に「遊んで〜」「撫でて〜」とたくさん要求してきます。そんな2人に下僕のように振り回されながら毎日楽しく過ごしています。

修復師を目指して!?

事務局 國武あゆみ

今、器を修復する簡易金継ぎにハマっています。

もともと器が好きで作家さんの作品を収集していたのですが、2018年の大阪北部地震で、多数の器を破損してしまいました。そんななか、簡易金継ぎという器の修復技術があることを知り、技術を習得するため教室へ習いに行きました。

ズバリ、掃除です

事務局 宮嶋暁子

元来、片付けられない私ですが、ここ数カ月の情勢で家に居る時間が増え、一念発起



！とにかく捨てるどころからだと思えば、某片付けマニアル片手にときめきで選び続け：服、靴、鞆、本を捨てたあたりで力尽きました。そして気づいたことは、モノを選んで捨てる作業には、とにかくすぐエネルギーが必要だということ。ため込むのではなく、少ないエネルギー（決断）で捨てられるうちに捨てておくのがいい、と心底実感したのでした。

今は在宅の時間が長いため、破損した器を直してお気に入りの器を再び使える日を楽しみに過ごしています！



次は本継ぎにも挑戦したいです！

ディズニー

事務局 岡山幸代

今：というより小さいころからずーっとハマっているもの、それはディズニーです。この写真の魚は、ファインディングニモに登場するドリリーというキャラクターです。ドリリーの特徴はちよつと前のことをすぐに忘れてしまうところ。底抜けに明るい性格で、忘れっぽいところも欠点ではなく個性として活かされています。

どんな状況でも明るく元気なドリリーを見習いたいです。



入所のご挨拶

事務局 尾西美紀



6月に入所いたしました尾西美紀と申します。

こちらに入所するまでは、大阪市内の在籍弁護士・事務員ともに一名の法律事務所の小さい支店に勤務していま

今これにハマっています！

ピースアクセサリ作り

私が最近ハマっているのはピースでメガネチェーンを作ることです。

始めたキツカケは、祖母にメガネチェーン購入を頼まれたことでした。これなら作れるのでは？と試しにやってみると案外それほどよくできあがりました。



配色がなかなかうまくいかなかったり、配列を間違えたりするので完成まで時間がかかりますが、祖母のためにもまだまだハマってたいです。

た。前事務所ではインターネットを見て依頼される方がほとんどで、扱う事件には偏りがありました。ですので、始めは同じ「法律事務所」といってもこんなにも違うものなのかと驚きました。

今は周りに人がいる環境のなかで教えていただきながら新しいことを覚え、成長できることが嬉しいのです。

まだまだ事務員として未熟ではありますが、皆様のお役に立てるよう精進して参ります。それでは今後ともどうぞよろしくお願いいたします。好きなもの
コスメ・漫画・コンビニスイーツ

編集後記

緊急事態宣言による自粛等の影響で、今年の前半は、なれない生活に右往左往する日々でした。

何気ない暮らしのなかにこそ、幸せがあるのだな、と多少の不自由のなかで感じました。

生活様式も変わると言われています。気をつけながらも楽しみをもって過ごしていきたいですね。

(宮嶋暁子)

事務所ニュース令和2年夏号をご覧いただきありがとうございます。ありがとうございました。

平成から令和へと元号が変わり早くも1年が経ちました。この1年で世界情勢や私たちの生活様式も大きく変わりつつあります。皆さまが少しでも安心して過ごしていただけるよう、今後ともお手伝いできれば幸いです。

(國武あゆみ)



○京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て
なにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分

○地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て
北側に徒歩5分

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号
JIN・ORIXビル6階

事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234
税務部門 TEL 06-6361-3224
法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00

弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。

休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

夏季休業 8月12日(水)～14日(金)

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp>
E-mail office@yamaguchi-law.jp